

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクの購入価格を超える価格での譲渡の禁止
規制の区分	新設
担当部局	医政局経済課
評価実施時期	令和2年7月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的、内容】下記のとおり、不当なマスク転売の横行等により我が国の衛生マスク需給の逼迫が続いていることから、転売を目的としたマスクの買占め行為を抑制するため、衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者からマスクを購入した者が当該衛生マスクを購入価格を超える価格で転売することを禁止する。</p> <p>※本規制は、3月5日の新型コロナウイルス感染症対策本部での総理指示を受けて行ったものである。当時、マスクを店頭で入手することは困難な一方、インターネットなどでマスクが高額転売されている状況であり、マスクの需給を改善するために、可能な限り早期に施行する必要があった。</p> <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①新型コロナウイルス感染症が発生・まん延する中で衛生マスクの需要が大幅に増加していること、②世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大が日々進行する中で中国等からの衛生マスクの輸入の増大を期待することは困難であること、③国内における衛生マスクの増産にも限界がある一方で、不当な転売の横行も一因となり、国内では衛生マスクの需要過多が生じていることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するために必要な衛生マスクの入手が著しく困難な状態にあり、今後新型コロナウイルス感染症のまん延が続く状況下で、本規制を実施しないこととすると、少なくとも数ヶ月間は、我が国のマスク需給が逼迫し、衛生マスクの入手が更に困難になるものと予測される。</li> <li>・衛生マスク需給の逼迫が速やかに改善されない場合、今後の感染の拡大によっては、国民経済にさらに重大な支障が生じるおそれがある。</li> <li>・購入価格を超える価格での衛生マスクの転売行為を直接禁止することにより、転売を目的とした衛生マスクの買占め行為を抑制するとともに、既に転売目的で買い占められた衛生マスクを、規制の施行前に適正な価格で市中に放出させる効果が見込まれる。</li> </ul>
直接的な費用の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遵守費用として、不当な高値での衛生マスクの転売行為が規制されることにより、規制がなければ行われていたであろう転売による売上げの喪失といった機会費用が発生する。具体的には、2月27日の時点で7枚入りマスクの小売価格は約370円(1枚あたり約53円)であるが、インターネットにおいてはその数倍以上の値段での取引が確認されている(例えば、オークションサイトでは、マスク900枚で166,000円(1枚あたり約184円)で入札が行われている例があった。)。また、小売事業者等において当該規制の周知(HPへの掲載等)を行うための費用が発生する可能性がある。</li> <li>・行政費用として、国において、規制の周知(政府HPへの掲載・テレビ等での広告)に関する費用が発生する。また、規制に違反した者を捕捉し、刑罰を科す執行費用が発生する。</li> </ul>
直接的な効果(便益)の把握	規制の導入に伴い、転売を目的とした店頭等での衛生マスクの買占め行為が抑制され、逼迫した衛生マスク需給の改善が期待される。

副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転売を行う個人や小売事業者において一定の遵守費用・機会費用が生じる可能性があるものの、衛生マスクの転売を一律に禁止するものではないため、費用の規模は限定的と見込まれる。</li> <li>・一方で、本規制が導入されれば、転売を目的とした衛生マスクの買占めが制限され、逼迫する衛生マスク需給が改善されると見込まれる。消費者・事業者が適正な価格でマスクを購入できるようになることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって国民経済の安定に寄与することが期待される。</li> <li>・以上から、本規制により得られる便益は本規制の導入に伴う費用を上回っており、本規制の導入は妥当と考えられる。</li> </ul>
代替案との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案として、転売を目的とした衛生マスクの買占め行為自体を禁止することが想定される。</li> <li>・この場合、費用としては、行政費用として、国民に幅広く規制を周知するための広報や、規制執行のため全国規模での人員確保が必要となる一方、効果としては、「転売目的か否か」を購入時点で判断することや、「買占め」の定義(購入数量や購入頻度等)が困難であり、実効的な規制の適用ができないと考えられる。</li> <li>・上記により、規制案と代替案を比較すると、代替案は費用対効果が十分ではなく、妥当とはいえない。</li> </ul>
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	本規制については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生マスクの需要過多と供給不足が正常化し、衛生マスクを指定の対象から解除した後に事後評価を実施する。なお、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、指定の解除が行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。